

小諸市自治基本条例を考える

意見交換会



自治基本条例ってどんなもの？

市民が主役の自治(まちづくり)を進めるための基本的なルールを定めたものです。

市民が主役の自治(まちづくり)のルール

自治の理念や基本原則

まちづくりに関わる各主体の権利・役割・責務

市政運営

参加と協働

など

小諸市自治基本条例素案の構成



小諸市自治基本条例について

■小諸市自治基本条例の体系

前文

第1章 総則（目的・位置付け・用語・自治の基本原則）

- 条例は自治に関する最高規範であり、市民主体のまちづくりを協働して推進していきます。

小諸市自治基本条例について

第2章 各主体の権利、役割及び責務

第1節 市民（権利・役割）

- 「まちづくりに参加する権利」や「情報を知る権利」を有し、自らの行動と発言にも責任を持ちます。

第2節 市民活動団体（役割）

- それぞれの特性を生かしながら、まちづくりを推進します。

第3節 区（役割・加入）

- 区の役割を達成するため、市に住む人は、区へ加入します。

小諸市自治基本条例について

第2章 各主体の権利、役割及び責務

第4節 事業者(役割)

- 地域社会の一員としてまちづくりに寄与します。

第5節 市議会(各主体の責務)

- 市議会・議員・職員の責務を定めています。

第6節 市の執行機関(各主体の責務)

- 市長・執行機関・職員の責務を定めています。

小諸市自治基本条例について

第3章 市政運営（公約・総合計画・財政運営等）

- 市民が主役の市政運営をしていくために、市議会や市の執行機関が守るべき約束を定めています。

第4章 参加と協働（参加と協働の推進・連携）

- 市政への市民参加と協働の推進や連携のための必要な支援を定めています。

第5章 住民投票（住民投票・請求）

- 住民投票とその実施までの流れについて定めています。

第6章 その他（条例の見直し）

- 市民参加による定期的な見直しをします。

各主体が役割や責任を認識しながら自治(まちづくり)を進めます。

区

- ・地域福祉の向上
- ・意見の把握と集約
- ・参加の機会確保と環境づくり
- ・区を代表する(区長)
- ・住む人は区への加入

市民

- ・参加の権利
- ・知る権利
- ・暮らしやすい社会の実現
- ・発言と行動への責任

市民活動団体

- ・地域社会の担い手であることの自覚と特性を生かしたまちづくり

自治 (まちづくり)

市民主体の原則
参加と協働の原則
情報共有の原則

市議会

市政の監視と評価
積極的な政策立案、提言
開かれた議会運営
市議会議員の公正かつ誠実な職務遂行
事務局職員の誠実かつ効率的な市議会
動の補佐

市の執行機関

- ・事務の誠実な執行
- ・市長の公正かつ誠実な市政運営
- ・職員の誠実かつ効率的な職務の遂行

自治基本条例策定までの経過と運用

平成19年度	協働のまちづくりと地方自治を考える市民学習会	
平成20年度	小諸市の自治基本条例をつくる市民会議	
平成21年度	小諸市自治基本条例ワーキンググループ 小諸市自治基本条例市民フォーラム 小諸市自治基本条例パブリックコメント 市議会での審議・議決(平成22年3月定例会)	
平成22年度	小諸市自治基本条例施行(4月1日)	
平成25年度	小諸市自治基本条例を考える市民討議会	
平成26年度	小諸市市民協働推進市民会議	【まちのお宝さがし等】
平成27年度	小諸市市民協働推進市民会議	【地区懇談会等】
平成28年度	参加と協働を具現化する仕組みの構築	【第5次基本構想運用開始】

自治基本条例施行後の取り組みを詳しく！・・・

小諸市自治基本条例を考える市民討議会

平成25年5月から平成26年3月まで 全9回開催

「地域自治組織のあり方」

「市民活動の拠点機能」

「市民参加の方法」の3項目について議論 → 2つの提言

第1次提言(平成26年1月23日) → 条例の見直しはしない

第2次提言(平成26年3月24日)

→ 時間的制約もあり、全体的に基本的な方向性を示すに止まった内容

→ 具体化に向けて検討を継続する旨を市に要望

条例の見直しについて

平成22年4月1日に施行した小諸市自治基本条例では、第32条で条例の見直しについて規定されています。

(条例の見直し)

第32条 市長は、4年を超えない期間ごとに、市民の参加により、この条例の評価及び検討を行い、必要な場合は、改正等の措置を講じます。

前回の見直しについて

平成25年度に実施した見直しでは、「小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱」に基づき、19名の討議員及び1名のアドバイザーを委嘱し、全8回の討議会を開催いたしました。この討議会の提言を要約すると次のとおりです。

- ① 条例制定後4年を経過しようとする中で、理念や内容が市民や各種主体に浸透していない。
- ② 市の取り組みがされておらず、基礎的な制度すら整備されずに放置されてきた。
- ③ 条例の内容に明確な法令上の瑕疵があったり、現状にそぐわない部分があるわけではない。

前回の見直しについて

総合的に勘案した結論

条例の理念に沿った取組が極めて不十分である現状においては、あえて現時点で条例の改正を行うことの意義は認め難く、各主体がなすべきは、条例の理念に沿った取組をまず実践することであり、条例を実効性のあるものにするための提言を行うことこそ、本討議会の役割であるとの認識で一致した。

前回の見直しについて

討議会から、条例を実効性のあるものにするための3点の
提言

- ① 地域自治組織のあり方
- ② 市民活動の拠点の機能
- ③ 市政への市民参加の方法

具体的な実践に向けての検討

討議会の提言を踏まえ、平成26.27年度には「小諸市市民協働推進市民会議」を開催し、3部会による具体的な実践に向けての検討を重ねました。

小諸市市民協働推進市民会議(H26)

討議会第2次提言を踏まえ、3項目の具現化に向けて設置

「地域自治組織のあり方」

「市民活動の拠点機能」

「市民参加の手法」

地域自治組織部会

市民活動拠点部会

市民参加手法部会の3部会を設置し、検討

全体をまとめて市に検討結果を市長へ報告

(平成27年4月28日)

小諸市市民協働推進市民會議(H26)

- 全体会 全5回
- 地域自治組織部会 12回
 - 市民活動拠点部会 11回
 - 市民参加手法部会 11回
- 市民報告会(平成27年3月15日)

- 市民會議委員 25名
 - 市議會議員 6名
 - 討議會委員 6名
 - 各種団体 4名
 - 公募市民 5名
 - 市職員 4名

小諸市市民協働推進市民会議(H27)

平成26年度の検討結果を受け

「地域自治組織のあり方」にフォーカスし、検討を実施

区(自治会)のあり方や、区と行政の関わりなどを明確にするための検討を行い、

その結果を「区と行政の関係に関する規則(案)」にまとめる。

市民活動の拠点機能については、「小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター」

の運営を担う「中間支援組織」の育成を目指す取り組みについて意見交換を実施

小諸市市民協働推進市民会議(H27)

- 全体会 全7回
- 市民報告会(平成27年3月13日)
- 第5次基本構想 政策分野別まちづくり方針「協働部会」3回
- 市民会議委員 18名
 - 市議会議員 4名
 - 各種団体 3名
 - 公募市民 8名
 - 市職員 3名

具体的な実践

平成25年度の討議会及び平成26.27年度の市民会議での提言を受け、平成28年度は、具体的な実践として次の3点について取組を実施しました。

- ① 「区と行政の関係に関する規則」の検討
- ② 「市民活動を考える市民講座」の実施
- ③ 「市民参加手続ガイドライン」の検討

参加と協働を具現化する仕組みの構築(H28)

■区と行政の関係に関する検討委員会

- ・小諸市区長会(68区)の各10地区から1名ずつ検討委員を選出し、検討委員会を設け
- ・市民会議から提案された規則(案)を検討
- ・全5回開催
- ・役員会での審議を経て、区長会全体での検討
- ・市の検討
- ・規則の施行(平成29年4月1日)
- ・区と市による、規則に基づく協定の締結

参加と協働を具現化する仕組みの構築(H28)

■ 中間支援組織の育成

- 全9回の市民講座を開催
- うち1回は視察研修(新潟県柏崎市)
- 講座参加者数 延158名
- 講師:長野県NPOセンター 事務局長
- 講座の開催当初は、中間支援組織の立ち上げを目指したが、回を重ねることで、現状では、すぐに組織を立ち上げることは困難であったことから、市民活動をより充実させるために、小諸市市民活動・ボランティアサポートセンターの機能強化を図る方向にシフトした。
(受託者である社協と市が連携を図り、業務の充実を一層図っていくことなど)

参加と協働を具現化する仕組みの構築(H28)

■市民参加手続ガイドライン(仮称)の策定

- 市民協働推進市民会議より提言
- 提言をベースにして、素案を作成(市役所庁内検討会議)
- 素案について、市民の皆さんからのご意見をいただく。(パブリックコメント)
- ガイドラインの策定

今回の見直しについて

平成25年度の第1回見直し以降、4年目を迎えることから、第2回目見直しに取り組む必要があります。今回の見直しの手法について考えるポイントは次のとおりです。

- ① 限られたメンバーだけではなく、誰もが参加できる手法
- ② 条例制定の経過や前回見直し後の取り組みについての十分な説明
- ③ 大勢の人と長い時間をかけて制定した条例の意義を踏まえ、条例の文面だけでなく、目的の実現に向けた取組等についての議論を重視
- ④ 前回の見直しではなかった「条例の理念を具体化した総合計画」の運用が開始している。
(自治基本条例を具体化したものが第5次基本構想であり、その基本構想を評価することが条例の評価につながる。)

見直しの流れ

ステップ1「各主体への説明と意見集約」

- 意見交換会や各種機会を通じての意見集約
- 小諸市総合計画(第5次基本構想・基本計画)の評価 など

ステップ2「意見の取りまとめ」

- 意見交換会等での意見をまとめ、見直し方針(案)を作成

ステップ3「パブリックコメント」

- 見直し方針(案)の公表と意見募集

ステップ4「見直し方針等の決定」

- パブリックコメントを受け、見直し方針を決定する。

